



次々に運び出される廃タイヤの山

森林を守るとは 私たちの水源を守ること

森林に降り注いだ雨は、木を育てる。森林は、一時的に水を貯え、余った水は川となる。

私たちは、それを利用し、生活用水はもちろん、田畑などに水を引き、農作物を育てる。やがて、水は川に戻り、海に流れ、蒸発し、また雨となる。

森林は、私たち人間や動物、植物の命を育む源である。その森林が、私たち人間により汚され、悲鳴をあげている。汚された森林は。そして水は。

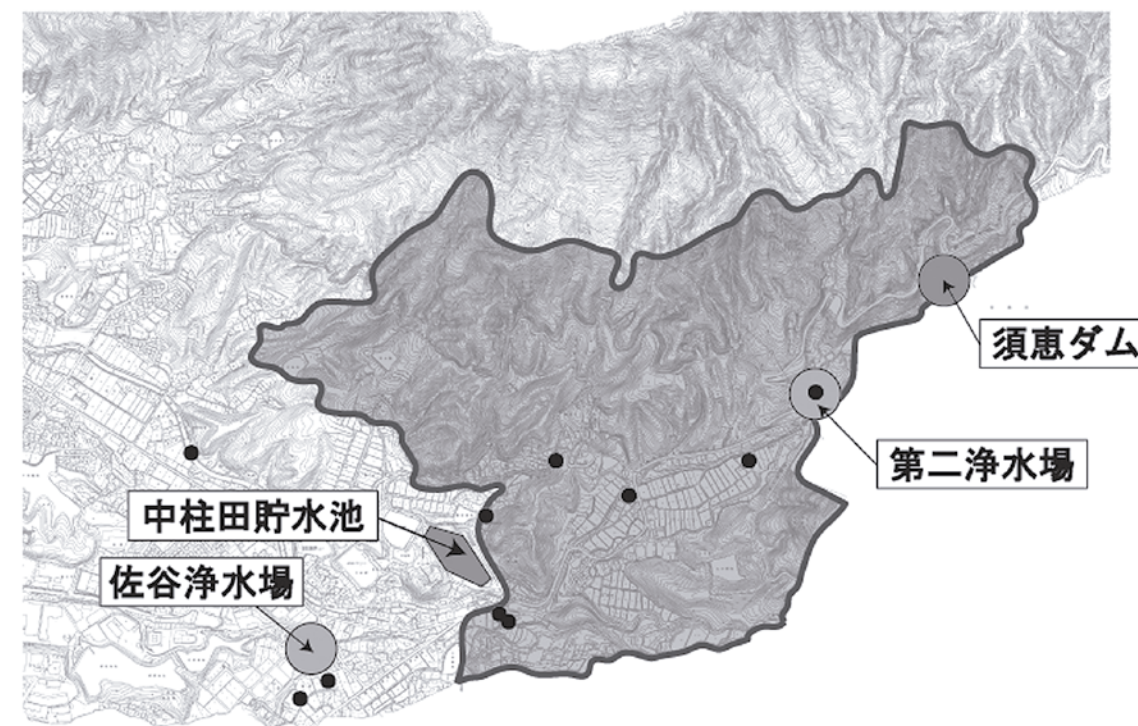
安全な水を供給するために

須恵町水道水源保護条例は、平成2年12月に、町の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水質を確保するため、また、その水源を保護し、住民の健康を守ることを目的として制定されました。

この条例は、産業廃棄物やごみなどの不法投棄物を見つけた場合には、町への通報や、不法投棄行為者は投棄したごみなどを現場から撤去しなければならぬこと、排水の水質管理などが定められています。

水道の水源およびその上流地域で、町が指定した区域を水道水源保護区域といいます。須恵町水道水源保護区域は下図のとおりです。

須恵町水道水源保護区域



●印は、水源としての井戸の場所を示しています。

不法投棄は許さない！

10月29日（火）、不法投棄撲滅街頭キャンペーンや不法投棄物撤去が行われました。これには福岡県産業廃棄物協会、福岡県、須恵町、宇美町、粕屋警察署などの関係者約40人が参加しました。

出発後、須恵町および宇美町の林道脇に大量の廃棄物が不法投棄されている場所で、それぞれ不法投棄物撤去を行いました。

作業開始からわずか1時間で、307本のタイヤなどが回収されました。

不法投棄は犯罪です！

不法投棄されている物は、家庭ごみやテレビ、冷蔵庫、電子レンジ、布団、自転車など家庭で使用された粗大ごみ、さらにタイヤなど悪質な産業廃棄物処理業者により投棄された物など多種多様です。

ごみは、決められた時間と場所に出し、粗大ごみは、クリーンパークへ持ち込み、処分してください。

不法投棄に対する罰則

廃棄物の不法投棄は、法律により禁止されており、違反した者には厳しい罰則が適用されます。さらに、法人の業務に関して行われたときは、法人に対しても罰則が適用されます。

▼罰則 5年以下の懲役もしくは、

1000万円以下の罰金、またはこの併科。法人の業務に関して行われた場合、法人に対して3億円以下の罰金。

未遂行為も罰則の対象
不法投棄は、未遂行為についても罰則が適用されます。

▼罰則 5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金、またはこの併科。法人の業務に関して行われた場合、法人に対して3億円以下の罰金。

不法投棄の目的罪

不法投棄の罪を犯す目的で廃棄物の収集や運搬をした場合も処罰されます。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこの併科。法人の業務に関して行われた場合、法人に対して300万円以下の罰金。

不法投棄禁止

ここは、不法投棄パトロールの実施区域です
ごみを投棄すると、処罰されます

ごみを投棄した場合は、ごみの内容等から投棄した者を調査し、投棄したごみを処理させます。

須恵町・粕屋警察署

不法投棄が多い場所には、看板やカメラが設置されています

不審な人や車を発見したら、 すぐに通報を

車のナンバーをひかえておく効果的！

不法投棄については、早期にこれを発見し、また、拡大を防止することが重要です。廃棄物の不法投棄を発見したときや、不法投棄をしている不審な人や車などを発見したら、次の連絡先まで情報をお寄せください。

粕屋警察署

☎110

須恵町役場地域振興課

☎932・1438

福岡県環境部監視指導課

☎643・3395

